

令和7年度国民健康保険税について

○ 国民健康保険税は世帯主の方に税金がかかります。

○ 国民健康保険税は、**加入している方の所得等**より計算します。

【計算方法】

所得割 a（昨年の収入） + 均等割 b（人数） + 平等割 c（1世帯）の合計

【税率】

	医療分	支援分	介護分	備考
所得割 a	8.5%	3.5%	1.5%	前年中の所得金額 - 43万円 × 税率
均等割 b	23,000円	7,500円	12,000円	国保加入者の人数 × 金額
平等割 c	26,500円	7,500円	—	1世帯あたり
限度額	660,000円	260,000円	170,000円	a + b + c の合計の上限額

※資産割は令和6年度より廃止になりました。

- ・ 医療分：国民健康保険の加入者の医療費を支えるために納める分です。
- ・ 支援分：後期高齢者医療を支えるために納める分です。
- ・ 介護分：国民健康保険から介護保険料を納める分です。（40歳～64歳の方のみ該当）

○ 世帯の国保加入人数と世帯の合計所得に応じて**均等割と平等割の軽減**があります。

※ 世帯内に1人でも未申告の方が居ると軽減できません。（収入申告が必要です。）

人数	7割軽減	5割軽減	2割軽減
1	430,000円以下	735,000円以下	990,000円以下
2	530,000円以下	1,140,000円以下	1,650,000円以下
3	630,000円以下	1,545,000円以下	2,310,000円以下
4	730,000円以下	1,950,000円以下	2,970,000円以下
5	830,000円以下	2,355,000円以下	3,630,000円以下

※ 擬主は人数に加えません。ただし、擬主の所得は軽減判定に影響します。